

お客様 各位

J Aバンク優遇プログラム変更のお知らせ

いつも当 J Aをご利用いただきありがとうございます。

当 J Aでは、現在ご利用いただいている「J Aバンク優遇プログラム」につきまして、下記のとおり変更いたしますので、ご案内申し上げます。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. J Aバンク優遇プログラムとは

個人のお客様を対象としたプログラムです。J Aとのお取引内容を毎月末時点でポイントに換算し、その合計ポイントにより3段階のステージに分け、そのステージに応じて対象となる A T M利用者手数料(以下「手数料」という)を無料とする優遇サービスです。

申込手続きや年会費等は一切なく、どなたでも自動的に当プログラムに入会・利用可能となります。

※現在の J Aバンク優遇プログラムの内容は、J Aバンク新潟のホームページまたは窓口でご確認いただけます。

※ご自身のステージについては、J Aネットバンクのログイン後のトップページまたは窓口でご確認いただけます

2. J Aバンク優遇プログラムの変更内容等

(1) 手数料無料化の対象 A T Mならびに手数料優遇方式の変更

令和3年10月1日より、コンビニ3社(セブン銀行、ローソン銀行、イーネット)およびゆうちょ銀行の A T Mのみが優遇プログラムによる手数料無料化の対象となります。

また、手数料の優遇方式がキャッシュバック(注1)から直接優遇(注2)へ変更となります。

(注1) A T M取引時に引き落とされた手数料を後日お客様の口座に返金する方式

(注2) A T M取引時に発生する手数料を直接無料とする方式

(2) ポイント換算基準の変更

これまでは19項目にわたる取引項目ごとに細かくポイント設定しておりましたが、令和4年2月より次の項目に変更し、分かりやすいポイント設定に変更いたします。

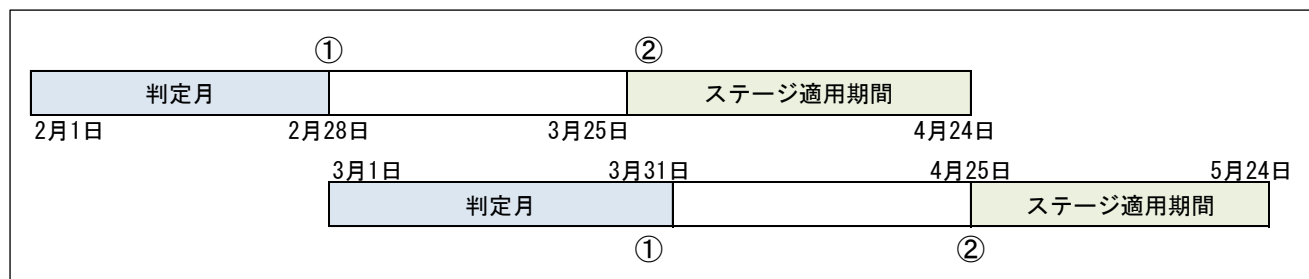
お取引項目	お取引内容	ポイント
組合員資格	J Aの正組合員の方	80点
	J Aの准組合員・正組合員の家族の方	40点
年金自動受取	公的年金を J Aにてお受け取りいただいている	40点
給与振込	お勤め先からの給与を J Aにてお受け取りいただいている (月間5万円以上)	40点
ローン借入	J Aで各種ローンをご利用いただいている (ご返済が遅れている場合は除く)	40点
J Aカード	ショッピング・キャッシング・年会費支払いなどで J Aカードをご利用され、その代金を J Aの口座からお支払いされている	40点

(3) 手数料無料化回数の変更

(2) の基準で獲得したポイントに応じ、令和4年3月25日より次の内容で手数料を優遇いたします。

ステージ区分	獲得ポイント	A T M利用手数料無料化回数
ステージ1	79ポイント以下	なし
ステージ2	80～119ポイント	1か月間で1回
ステージ3	120ポイント以上	1か月間で3回

(イメージ図)



①お客様とのお取引内容を毎月末時点でポイントに換算します。

②獲得したポイントに応じ、お客様ごとにステージ1～3の3段階のステージを設定させていただき、翌月25日～翌々月24日までの1か月間、ステージに応じ手数料を優遇させていただきます。

※新基準による初回判定月は令和4年2月で、適用期間は令和4年3月25日～4月24日の1か月間となります。以降は、同じサイクルで判定と適用が行われます。

(4) 変更内容一覧表

	現在	令和3年10月1日～	令和4年3月25日～
JAバンク優遇プログラムの対象となるATM	コンビニ3社 ゆうちょ銀行、他金融機関	<u>コンビニ3社 ゆうちょ銀行 (注1)</u>	コンビニ3社 ゆうちょ銀行
ステージ1 (79ポイント以下)の優遇内容	優遇なし	優遇なし	優遇なし
ステージ2 (80～119ポイント)の優遇内容	1か月間に2回まで 手数料無料化 (キャッシュバック方式)	1か月間に2回まで 手数料無料化 <u>(注2) (直接優遇方式)</u>	<u>1か月間に1回まで 手数料無料化 (注3)</u> (直接優遇方式)
ステージ3 (120ポイント以上)の優遇内容	1か月間に4回まで 手数料無料化 (キャッシュバック方式)	1か月間に4回まで 手数料無料化 <u>(注2) (直接優遇方式)</u>	<u>1か月間に3回まで 手数料無料化 (注3)</u> (直接優遇方式)

(注1) 令和3年10月1日より、手数料無料化の対象がコンビニ3社 (セブン銀行、ローソン銀行、イーネット) とゆうちょ銀行のみとなります。※前述以外の金融機関 (地銀、信金等) のA T Mは、本プログラムによる手数料無料化の対象外となります。

(注2) A T M利用手数料の優遇方式がキャッシュバックから直接優遇へ変更されます。

(注3) 令和4年3月25日より、1か月間のA T M手数料無料化優遇回数に変更されます。

以上

問い合わせ先
金融共済部 (金融部門)
☎ 0254-66-8200